

大証金融商品取引法研究会

## 会社法制度の見直しに関する中間試案について — 親子会社関係

(2.22 の審議資料を織り込んだもの)

2012年2月24日

同志社大学 伊藤靖史

\*審議スケジュール等

中間試案のパブリックコメント期間=2011年12月14日～2012年1月31日

部会での審議再開=2012年2月22日（親子会社に関する規律に関する個別論点の検討  
(1))

### I 親子会社に関する規律の見直しの背景

平成9年以降、組織再編についての規律の整備・充実：

平成9年（合併手続の簡素化・合理化）、平成11年（株式交換・株式移転）、平成12年（会社分割）、平成17年（組織再編対価の柔軟化、株式買取請求制度の改正、簡易組織再編の要件緩和、略式組織再編導入）

平成9年に純粹持株会社解禁

→企業グループを用いた事業運営（多角化、グローバル化、グループ化）の進展

他方で、企業結合が形成された後（親子会社）についての規律は未整備という認識

議論の力点：

以前=子会社少数株主（近年の〔？〕問題関心として子会社上場）・債権者保護

⇒ 平成9年以降：グループ全体のガバナンス、親会社株主の保護

（金融審議会金融分科会・我が国金融・資本市場の国際化に関するスタディグループ  
報告「上場会社等のコーポレート・ガバナンスの強化に向けて」〔平成21年6月17日〕）

会社法施行によって表面化した問題？

キャッシュ・アウト（現状では交付金組織再編は用いられず、全部取得条項付種類株式を利用）、組織再編の差止め（略式組織再編以外はどうする？）

### II 親会社株主の保護

## 1 多重代表訴訟

【A案】株式会社の親会社の株主が当該株式会社の取締役等の責任を追及する訴え（多重代表訴訟）を提起することを認める制度を創設するものとする

【B案】多重代表訴訟の制度は、創設しないものとする

### （1）制度創設の可否

制度創設の理由：

親会社取締役等と子会社取締役等との間の人的関係により、親会社が子会社取締役等の責任追及を懈怠するおそれが類型的・構造的に存在

- ・子会社の損害が填補されず=親会社の損害も填補されない
- ・子会社取締役等の任務懈怠を十分に抑止できない

親会社株主は、子会社の管理・監視を怠ったことについての親会社取締役等の責任を追及すればよいとの指摘

⇨ 親会社株主が子会社の管理・監視に関する親会社取締役等の責任内容を明らかにし、損害・因果関係と併せて立証することは、子会社取締役等の責任を追及する場合よりも困難

### （2）制度の内容

多重代表訴訟=現行の株主代表訴訟の原告適格を、当該株式会社の「最終完全親会社」の株主にも認めるもの

- ・「完全」親子会社関係がある場合に限る ∵子会社の少数株主がいればそちらに期待
  - ・「最終」完全親会社の株主に限る
- =多層的に存在する完全親会社の最上位の株式会社の株主に原告適格を認める

請求の原因である事実によって親会社に損害が生じていない場合（親会社が子会社から利益を得た場合、子会社間での利益移転等）には提訴請求できず

原告適格についてのその他の点

- ・親会社が公開会社である場合、6か月の継続保有要件
- ・総株主の議決権の100分の1以上の保有を要件とする少数株主権とするかは、なお検討
- ・847条1項但書所定の場合に加えて、多重代表訴訟が子会社の株主の共同の利益とならな

- いことが明らかであると認められる場合に提訴請求できないものとするかは、なお検討
- ・多重代表訴訟が親会社に損害を加えることを目的とする場合に提訴請求できないものとするかも検討 [2.22 資料]

重要な子会社（親会社が有する子会社株式の帳簿価額>親会社の総資産額の 5 分の 1）の取締役等の責任に限って、多重代表訴訟の対象に

　　∴親会社の取締役に相当しうる者の責任に限って多重代表訴訟を認めればよい

次のことについて、なお検討

- ・子会社の取締役等の責任の原因である事実が生じた日において、重要な子会社であるだけでなく、完全子会社であることをも要するかどうか
- ・間接保有分の株式の取扱い＝中間子会社における帳簿価額を足し合わせる [2.22 資料]
- ・割合を 5 分の 1 よりも大きくするか [2.22 資料]

責任免除の制限、株主代表訴訟と同様の規律（訴訟告知、訴訟参加、不提訴理由通知 etc.）

最終完全親会社による多重代表訴訟への参加も検討 [2.22 資料]

### （3）その他

多重代表訴訟制度を創設しない場合＝親会社株主の保護のための規律の見直しをなお検討

- ・取締役会の職務に「子会社取締役の職務の執行の監督」を追加  
——「取締役会は、株式会社の子会社について、当該株式会社及びその子会社から成る企業集団における重要性、株式の所有の態様その他の事情に応じて、その業務を監督しなければならない」旨の明文規定  
＝企業集団内における子会社の位置付け等に応じた一定の裁量が親会社の取締役会に認められることを明らかにする文言 [2.22 資料]
- ・子会社の取締役等の責任の原因である事実によって親会社に損害が生じた場合において、子会社取締役の責任を追及するための必要な措置をとらないときは、親会社取締役の任務懈怠を推定
- ・親会社株主による情報取集手段の拡充

←部会の審議の過程で急遽追加されたもの：

　　単純に【B案】のみを挙げて、親会社株主保護のための規律強化のための選択肢が、多重代表訴訟（影響が大きい制度であり、かつ、経済界の反対もきわめて大きいことが最初から予想される）か否かという二者択一になることは望ましくないという指摘による

会社法 851 条のルールを、株主代表訴訟提起前に株式交換等が行われた場合に拡張する方向で検討 [2.22 資料]

## 2 親会社による子会社の株式等の譲渡

■株式会社は、その子会社の株式の全部または一部の譲渡をする場合に、株主総会の特別決議によって、当該譲渡に係る契約の承認を受けなければならないものとする

提案の理由：

親会社にとっての影響は、親会社自身の事業譲渡と異ならず

⇒ 企業集団による経営のメリット（迅速な意思決定）を損なうおそれ

（現行法：明文の規定なし。解釈論として会社法 467 条 1 項 1 号 2 号に含まれる？）

規制の範囲

- ・当該譲渡によって譲り渡す子会社株式の帳簿価額 > 親会社の総資産額の 5 分の 1
- ・子会社株式譲渡の効力発生日において（＝譲渡後に）なお子会社の株式の総株主の議決権の過半数を有する場合を除く
- ・子会社が株式会社以外の会社等である場合にも同様の規律

株式買取請求制度・略式手続については、事業譲渡と同様に

子会社に関する意思決定（子会社の組織再編 etc.）への親会社株主の関与について、議論はなされたが、提案なし

## III 子会社少数株主の保護

### 1 親会社等の責任

【A 案】株式会社とその親会社との利益が相反する取引によって当該株式会社が不利益を受けた場合における当該親会社の責任に関し、明文の規定を設けるものとする

【B 案】明文の規定は、設けないものとする

#### （1）明文規定を設けることの可否

明文規定を設ける理由：

親会社が子会社の株主総会における議決権を背景とした影響力により、子会社の利益を

犠牲にして自己の利益を図るおそれ。特に、親子会社間の利益相反取引は、定型的に子会社に不利益を及ぼすおそれ→子会社に対する合理的な投資インセンティブ確保の必要  
⇒ 現行法でも対処可能：子会社取締役の責任追及、親会社の責任追及を可能にする解釈論

## （2）明文規定の内容

親子会社間の利益相反取引により、当該取引がなかったと仮定した場合と比較して子会社が不利益（=得べかりし利益は含まず）を受けた場合には、親会社は、子会社に対して、不利益相当額を支払う義務を負う

### 適用対象となる取引 [2.22 資料]

- ア) 親会社等が自己又は第三者のために株式会社とする取引
- イ) 株式会社が親会社等の債務を保証することその他親会社等以外の者との間において株式会社と親会社等との利益が相反する取引

### 基準の内容

- ・（個別の取引ベースの）独立当事者間取引基準ではなく、（他の取引の条件等も考慮する）「なかりせば基準」  
∴独立当事者間取引基準の形式的・厳格な適用は、経済効率性を害するおそれ。
- ・この基準は現行法での解釈論には影響せず
- ・不利益の有無・程度は、当該取引の条件以外に、一切の事情を考慮して判断  
→不利益に関する考慮要素 [2.22 資料]

- ア) 株式会社による当該取引の条件に関する検討および交渉の態様
- イ) 株式会社と親会社等の間における当該取引以外の取引の条件
- ウ) 株式会社が親会社およびその子会社から成る企業集団に属することによって享受する利益
- エ) その他一切の事情

### 親会社等の免責 [2.22 資料]：

親会社等が善意でかつ過失がないときに免責を認めるか？

親会社の義務は（子会社株主が提起する）株主代表訴訟の対象、義務免除の制限

定型的に親会社と同等の影響力を有し得る自然人についても同様の規律  
→明文規定による責任主体 [2.22 資料]

- ア) 株式会社の親会社
- イ) その他株式会社の経営を支配している者

### (3) その他

明文規定を設けない場合

=親会社等の不法行為責任の追及に関する規律の見直しの必要性について検討 [2.22 資料]

- ア) 親会社等との利益相反取引に関し、取締役の任務懈怠によって子会社に損害が生じた場合は、親会社等が故意または過失によって当該任務懈怠をさせたものと推定
- イ) 親会社等との利益相反取引に関する親会社等の不法行為にもとづく損害賠償責任を、代表訴訟の対象とする

子会社債権者保護についても議論されたが、新たな方策は掲げず

セル・アウトについても議論されたが、提案せず

- ・株式会社に新たな支配株主が現れたことを要件とするセル・アウト  
→企業結合の形成の際の費用増大
- ・大多数保有支配株主（たとえば議決権の10分の9以上保有）に対するセル・アウト  
→何のためのもの？

## 2 情報開示の充実

■個別注記表または附属明細書に表示された株式会社とその親会社等との間の取引について、監査報告等による情報開示に関する規定の充実を図るものとする

具体的には [2.22 資料] :

子会社の個別注記表等に表示された親会社等との利益相反取引に関し、たとえば、次の事項を事業報告の内容とする

- ア) 子会社の利益を害さないように留意した事項（当該事項がない場合にあっては、その旨）
- イ) 当該取引が子会社の利益を害さないかどうかについての取締役（会）の判断およびその理由  
→この事項についての意見を監査役（会）または監査委員会の監査報告の内容に

## IV キャッシュ・アウト

## 1 特別支配株主による株式売渡請求等

■株式会社（対象会社）の特別支配株主は、対象会社のすべての株主に対し、その有する株式の全部を特別支配株主に売り渡すことを請求することができるものとする

### （1）制度創設の理由

現行のキャッシュ・アウト手法=交付金組織再編、全部取得条項付種類株式

現状で用いられているのは、後者（税制上の理由）

but 総会決議省略できず時間的・手続的コスト、公開買付け先行により強圧性の問題

→時間的・手続的コスト低減+対価の適正化確保のために、新制度創設

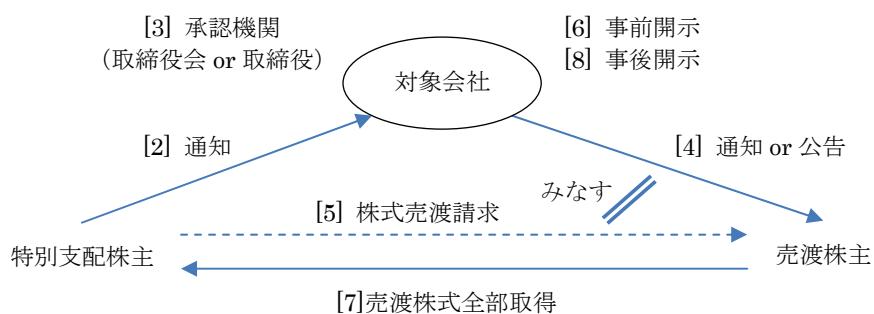
（既存のキャッシュ・アウト手法は変更せず）

### （2）制度の内容

特別支配株主（ある株式会社の総株主の議決権の 10 分の 9 以上を有する者、間接保有分を含む=会社法 468 条 1 項・会社則 136 条と同様）による、対象会社の全株主（特別支配株主・対象会社を除く）に対する、保有株式全部の売渡請求

- ・法形式は株主間における株式の売買≠組織再編
- ・特別支配「株主」=会社以外を含む
- ・新株予約権者に新株予約権全部の売渡請求をあわせてできる

株式売渡請求の手続



[1]売渡請求は、ア) 売渡株主に対して交付する金銭の額またはその算定方法、イ) 上記ア) の金銭の割当てに関する事項、ウ) 売渡株式の取得日、を明らかにしてしなければならない

[2]特別支配株主は、対象会社に対して、株式売渡請求をする旨と、上記ア)～ウ)の事項を通知し、株式売渡請求をすることについて、対象会社の承認を受けなければならない。

- [3] 対象会社の承認をする機関は、取締役会設置会社では取締役会、それ以外の会社では取締役
- [4] 対象会社は、株式売渡請求の承認後、取得日の 20 日前までに、売渡株主に対して、承認をした旨と、特別支配株主の氏名・住所、ならびに、上記ア)～ウ) の事項を通知しなければならない。対象会社が公開会社の場合は、この通知は公告をもってこれに代えることができる
- [5] 対象会社がこの通知または公告をした場合、特別支配株主は、売渡株主に対し、株式売渡請求をしたものとみなす
- [6] 対象会社において、事前の開示（キャッシュ・アウトの条件のほか、対価の相当性に関する事項、売渡株主の利益を害さないように留意した事項〔第三者機関による株価値の評価や社外取締役等の意見等〕を開示事項として定める）
- [7] 特別支配株主は、上記ウ) の取得日に、売渡株式の全部を取得
- [8] 対象会社において、事後の開示

→法形式上は株主間における株式の売買 ≠ 組織再編

- but 対象会社が大幅に関与、売渡請求の効力発生について会社法で画一的に定める
- ・ 対象会社の承認を要求することで、売渡株主の利益に配慮した一定の制約を課す  
(部会の審議の過程では対象会社の承認不要という意見も出たが、学者サイドでは承認必要との意見が多数)
  - ・ 対象会社が情報開示について一定の役割を果たすことで、キャッシュ・アウト条件周知を徹底、売渡株主の救済方法の実効性確保
  - ・ 時間的・手続的コスト削減、法律関係の画一的処理

\* 検討を要すると思われる点

- ・ 対象会社取締役会に承認義務はあるか？ = ない。むしろ、売渡株主の利益とならない売渡請求は、承認してはならない？
- ・ but 特別支配株主 = 対象会社の取締役を選べる → 対象会社取締役の利益相反
- ・ 開示が適切に行われることを確保する手段は？ = 差止めと効力を争う訴え？

### （3）売渡株主の救済方法

取得価格決定申立制度

- ・ 全部取得条項付種類株式の取得の場合の取得価格決定申立制度（会社法 172 条）に準じた規定  
(決定された価格での対価を支払う義務を負うのは、特別支配株主)
- ・ 価格決定の申立期間 = 取得日の 20 日前の日～取得日の前日 but 取得日後も申立てを認め

るかなお検討

- ・価格決定前の支払制度（→V 2）

差止め

差止め事由として、ア) 株式売渡請求の法令違反、イ) 対象会社の通知・公告義務違反、

事前の開示手続違反、ウ) 対価の定めが著しく不当

=略式組織再編（会社法 831 条）に準じつつ、本制度の構造に即してアレンジ

売渡株式の取得の無効の訴え

- ・会社の組織に関する行為の無効の訴えに準じた制度。被告は特別支配株主、提訴権者は売渡株主・対象会社の取締役・取得日において対象会社の取締役であった者
- ・将来効と対世効

## 2 全部取得条項付種類株式の取得に関する規律

情報開示の充実

- ・組織再編と同様の事前開示・事後開示
- ・事前開示事項として、会社法 234 条にもとづく端数の処理の方法に関する事項、端数株式の処理により株主に交付される金銭に関する事項=キャッシュ・アウト対価に関する事項

取得の価格の決定の申立てに関する規律

- ・取得日の 20 日前までに株主への通知・公告、価格決定の申立期間=取得日の 20 日前の日～取得日の前日

（吸収型組織再編の株式買取請求手続〔会社法 785 条 3 項～5 項等〕を参考に）

←現行の規律の不具合=取得を行う旨の通知・公告なし、申立期間満了前に取得日到来もありうる

- ・価格決定申立てをした株主に対しては株主総会決議で定められた取得対価は交付されない旨の明文の規定

## 3 その他

株主総会決議の取消しの訴えの原告適格：

キャッシュ・アウトによって株式を失った者に、キャッシュ・アウトのための株主総会決議の取消の訴えを提起することができる旨の明文の規定を設ける

キャッシュ・アウトのための決議要件の加重も部会で議論されたが、提案なし

## V 組織再編における株式買取請求等

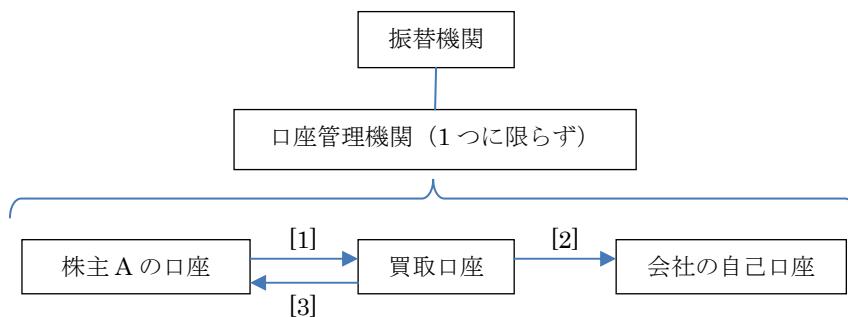
### 1 買取口座の創設

■振替株式を発行している会社は、組織再編に係る契約の締結または計画の作成後遅滞なく、振替機関等に対して、株式買取請求に係る振替株式の振替を行うための口座（買取口座）の開設の申出をしなければならないものとする

制度創設の理由：

株式買取請求の撤回制限（会社法 785 条 6 項等） but 市場売却は可能  
= 撤回制限の実効性確保の必要

制度の具体的な内容



[1]振替株式の場合について、反対株主は、買取請求を行うためには、買取口座（株式買取請求に係る振替株式の振替を行うために、振替機関等に対する会社の申出により開設される口座。買取口座がすでに開設されている場合はそれを使う）を振替先口座とする振替の申請をしなければならない

[2]買取りの効力が生じるまでは、会社は、自己の口座を振替先口座とする振替の申請をすることができない

[3]株式買取請求の撤回を会社が承諾したときは、ただちに、反対株主の口座を振替先口座とする振替の申請をしなければならない

[4]その他の技術的規定の整備

種類株式に係る定款変更等、事業譲渡等の場合にも同様の規律、新株予約権買取請求についても同様の規律

## 2 株式買取請求に係る株式等に係る価格決定前の支払制度

■組織再編において株式買取請求があった場合には、会社は、反対株主に対し、株式の価格の決定がされる前に、会社が公正な価格と認める額を支払うことができるものとする

制度創設の理由：

法定利率による利息が付くことが株式買取請求の濫用の原因との指摘、早期の支払い・利息の負担の軽減

制度の内容

- ・価格決定前に会社が公正な価格と認める額を支払うことができる
- ・そのように支払った額について、会社は、支払い後の利息を支払う義務を負わず

種類株式に係る定款変更等、事業譲渡等の場合にも同様の規律、新株予約権買取請求についても同様の規律

反対株主が株式買取請求後に剰余金配当受領権を有しないものとするかは、なお検討

## 3 簡易組織再編等における株式買取請求

■存続株式会社等において簡易組織再編の要件を満たす場合（会社法 796 条 3 項）および譲受会社において簡易事業譲渡の要件を満たす場合（会社法 468 条 2 項）には、反対株主は、株式買取請求権を有しないものとする

提案の理由

- ・簡易株式交換＝株式交換完全親会社の資産・負債への影響小
- ・簡易合併・簡易分割・譲受会社における簡易事業譲渡  
＝存続会社・承継会社が承継する事業に潜在債務があるおそれ  
but 株主の反対権（会社法 468 条 3 項・796 条 4 項）・役員等の損害賠償責任

## 4 組織再編条件の公告後に株式を取得した反対株主

そのような株主が株式買取請求権を有しないものとするかどうかについては、なお検討

組織再編の具体的条件を知りつつあえて株式を取得した者に買取請求権は不要

⇨ 適正でない組織再編が行われようとしている場合に株式を購入して株主総会で反対し、株式買取請求をすることは不当でない

## VI 組織再編等の差止請求

【A案】略式組織再編以外の組織再編についても、株主が当該組織再編をやめることを請求することができる旨の明文の規定を設けるものとする

【B案】明文の規定は、設けないものとする

### (1) 明文規定を設けることの可否

略式組織再編以外の組織再編についての差止めの可否が不明確、無効の訴えだけでなく事前の救済手段の必要性

⇒ 組織再編への委縮効果、差止請求の濫用

### (2) 明文規定の内容

差止めの要件：

当該組織再編が法令又は定款に違反する場合であって、消滅会社等の株主が不利益を受けるおそれがあるとき

- ・単なる対価の不当性は差止事由にならず
- ・「法令」には善管注意義務違反・忠実義務違反を含まず  
(補足説明は、会社法 784 条 2 項 1 号について一般にそう解されているとするが、本当か?会社法 210 条 1 項 1 号についてはそう解するのが一般的だが、組織再編についても同様に解する必要はあるか?)
- ・「特別の利害関係を有する者が議決権を行使することにより、当該組織再編に関して著しく不当な株主総会の決議がされ、又はされるおそれがある場合であって、株主が不利益を受けるおそれがあるとき」を差止事由にするかは、なお検討
- ・このような差止事由の定め方は、組織再編の差止めを認める解釈論に影響せず

全部取得条項付種類株式の取得・株式併合・事業譲渡等についても同様の規律

## VII 会社分割等における債権者の保護

### 1 詐害的な会社分割における債権者の保護

■分割会社が承継会社等に承継されない債務の債権者（残存債権者）を害することを知つて会社分割をした場合には、残存債権者は、承継会社等に対して、承継した財産の価額

を限度として、当該債務の履行を請求することができるものとする

提案の理由：

濫用的会社分割、現在は詐害行為取消権等で対処→会社法でも規定を設ける必要  
⇒ 詐害的会社分割の際の残存債権者の保護に必要な範囲の規制にすべき、残存債権者以外の債権者の利益  
——この考慮から、承継財産の価額を限度とする承継会社等への直接請求という形の制度に。また、吸収分割の場合、承継会社が吸収分割の効力発生時において残存債権者を害すべき事実を知らなかったときは、直接請求を否定

残存債権者を「害する」かどうか=詐害行為取消権の場合と同様に考える

権利行使期間（除斥期間）=残存債権者が詐害的な会社分割を知ったときから 2 年以内、また、会社分割の効力発生時から 20 年以内

人的分割についてはそのような請求なし

∴ 残存債権者は会社分割に異議を述べることができる（会社 789 条 1 項 2 号等）

事業譲渡についても同様の規律

## 2 不法行為債権者の保護

■会社分割について異議を述べることができる債権者のうち、不法行為によって生じた分割会社の債務の債権者であって、分割会社に知りていないものの保護について、見直しをする

（すでに問題点として指摘されていることを、立法で解決）

## 3 その他

株式会社が組織再編や事業譲渡をする場合に、従業員の意見等を開示するものとするかどうかについては、なお検討

以上